

JAポイントサービス会員（あぐりカード）規約新旧対照表

新	旧	コメント
<p>第1条～第6条 略</p> <p>第7条 退会等</p> <p>(1) あぐりポイント会員は自己の都合によりいつでも退会することができます。ポイント会員による退会は、当JA所定の書面を提出することによります。また、退会によりポイントは失効します。</p> <p>(2) 前項の規定にかかわらず当JAが必要と認める場合にはポイント会員は即時に退会できない場合があります。解約によって生じた損害については、当JAは一切の責任を負いません。</p> <p>(3) あぐりポイント会員が次の各号にひとつでも該当する場合は、当JAはポイント会員に通知することなくポイント会員の退会処理または本契約に基づくサービスの一部もしくは全部の提供を停止することができます。退会によって生じた損害については、当JAは一切の責任を負いません。</p> <p>①あぐりポイント会員が当JAに対して負担する債務の一部でも履行を遅延した場合など、当JAが本契約の解約を必要とする相当の事由が生じた場合</p> <p>②あぐりポイント会員が本規約や当JAとの他の取引約定に違反した場合など、当JAが本契約の解約を必要とする相当の事由が生じた場合</p> <p>③住所変更の届出を怠るなど、あぐりポイント会員の責めに帰す</p>	<p>第1条～第6条 略</p> <p>第7条 解約等</p> <p>(1) 本契約は、あぐりポイント会員または当JAの一方の事情でいつでも解約することができます。ただし、当JAに対する解約の通知は当JA所定の書面によるものとします。なお、その場合ポイントは失効し特典に引き換えることはできません。</p> <p>(2) 当JAの事情により本契約を解約した時は、郵送等でポイント会員あてに通知いたします。解約によって生じた損害については、当JAは一切の責任を負いません。</p> <p>(3) あぐりポイント会員が下記によりひとつでも該当する場合は、当JAはいつでもポイント会員に通知することなく本契約を解約または本契約に基づくサービスの一部もしくは全部の提供を停止することができます。</p> <p>①あぐりポイント会員が当JAに対して負担する債務の一部でも履行を遅延した場合など、当JAが本契約の解約を必要とする相当の事由が生じた場合</p> <p>②あぐりポイント会員が本規約や当JAとの他の取引約定に違反した場合など、当JAが本契約の解約を必要とする相当の事由が生じた場合</p> <p>③住所変更の届出を怠るなど、あぐりポイント会員の責めに帰すべき事由によって当JAにおいてあぐりポイント会員の所在</p>	

新	旧	コメント
<p>べき事由によって当 J Aにおいてあぐりポイント会員の所在が不明となった場合</p> <p>④あぐりポイント会員に支払の停止または破産もしくは民事再生手続開始の申立があった場合</p> <p>⑤あぐりポイント会員が反社会的勢力に該当することが判明した場合</p> <p>(4)あぐりポイント会員が亡くなられた時には、あぐりポイント会員としての資格を自動的に失いますので、あぐりポイント会員の解約となり、ポイントは自動的に失効となります。</p> <p>(5)本契約は、あぐりポイント会員一人につき、一契約とします、万一、二契約なされた場合、当 J Aはその二契約のうち任意の一契約を解約できるものとします。</p> <p>(6)カード利用最終年度から 5 年間利用がない場合、基準日(3 月 31 日)をもってこのカードはご利用できなくなります。</p> <p>第 8 条～第 1 2 条 略</p>	<p>が不明となった場合</p> <p>(4)あぐりポイント会員が亡くなられた時には、あぐりポイント会員としての資格を自動的に失いますので、あぐりポイント会員の解約となり、ポイントは自動的に失効となります。</p> <p>(5)本契約は、ポイント会員一人につき、一契約とします、万一、二契約なされた場合、当 J Aはその二契約のうち任意の一契約を解約できるものとします。</p> <p>(6)カード利用最終年度から 5 年間利用がない場合、基準日(3 月 31 日)をもってこのカードはご利用できなくなります。</p> <p>第 8 条～第 1 2 条 略</p>	

附 則

この規約の変更は、令和 2 年 4 月 1 日から効力を生ずる。